

公用車両運行管理業務に関する仕様書

- 1 対象車両
 - ①マイクロバス
 - 車名：日野 型式：SDG-XZB40M 年式：平成25年
 - 乗車定員：26人 総排気量：4,000cc
 - 走行距離：50,901km（令和7年12月末現在）
 - 駐車場所：本庁（龍野町富永1005-1）
 - ※1台当たり月間走行距離400～500km程度
 - ②中型バス
 - 車名：日野 型式：PB-RR7JJA 年式：平成17年
 - 乗車定員：42人 総排気量：6,400cc
 - 走行距離：134,812km（令和7年12月末現在）
 - 駐車場所：揖保川総合支所（揖保川町正條279-1）
 - ※1台当たり月間走行距離500～600km程度
- 2 委託業務内容 対象車両の運行、給油、一般的な点検・清掃、事故処理に関する業務とする。
- 3 任意保険 管理車両の運行・管理中における人身、対物、車両等の事故について、その損害に対する賠償責任は受託者が負うものとする。受託者により車両（免責なし）、対人、対物、搭乗者の保険に加入してください。
- 4 資格・免許 受託者は、この業務に適した資格・免許を保有する運転員（大型自動車第二種運転免許を保有し大型バスの運転経験を有することが望ましい）を配置すること。
- 5 基本管理料 道路運送車両法等法令に基づく点検・整備及び清掃業務等の1か月の管理料（運行委託がない場合も含む。）とする。なお、車検等整備点検・修繕等に係る経費については、本市負担とする。
- 6 人件費 運行管理時間は、出庫前（運行前点検）及び帰庫後（運行後給油・点検・清掃）の時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、待機時間を含む。）を合算した時間とする。
業務時間は、運行管理時間が4時間以内の場合、4時間超9時間以内の場合で区分する。9時間を超える場合は、時間外として1時間単価を記入のこと。
(時間外は30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げし、1時間単位とする。また、22時以降の時間外については、発生時に協議することとします。)
- 7 積算内訳数量 年間委託料（2台分合計）の積算内訳数量は、次のとおりとする。
基本管理料 12か月分

人 件 費	4時間超9時間以内	170回
	4時間以内	30回
	時間外	30時間

※実働数は差異が生じる場合があります。なお、積算内訳数は参考数量であり、実働数量を保証するものではありません。

8 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

※ 地方自治法施行令第167条の17及び長期継続契約を締結することができる契約（平成17年10月1日告示第84号）第9号の規定に基づき、長期継続契約とします。